

「溶接ヒューム」が 特定化学物質に追加されます

安衛法施行令等が改正されました（令和3年4月1日施行）

＜改正の趣旨＞

今般、新たに「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、労働安全衛生法施行令等が改正されました。

その結果、「溶接ヒューム」が独立した特定化学物質（管理第2類物質）として指定されるとともに、ばく露防止対策の実施や特殊健康診断の実施等の措置義務が新たに規定されることとなりました。

＜対象となる溶接ヒュームの範囲＞

「溶接ヒューム」及び「溶接ヒュームを含有する製剤その他のものであって、溶接ヒュームの含有量が重量の1パーセントを超えるもの」

（以下、これら2つを合わせて「溶接ヒューム等」という。）

今回の改正等の主なポイント

1. 特定化学物質作業主任者の選任が必要となります。
⇒ P. 2 参照
2. 特定化学物質に係る特殊健康診断の実施が必要となります。
⇒ P. 2 参照
3. 屋内において「金属アーク溶接等作業」を行う場合に、ばく露防止措置や作業場の濃度測定等の措置が必要となります。
⇒ P. 3～5 参照
4. その他
⇒ P. 6 参照



1. 特定化学物質作業主任者の選任

(特化則第27条)

溶接ヒューム等を製造し、又は取り扱う作業場については、特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任し、当該主任者に以下の事項を行わせる必要があります。

<作業主任者の職務>

- ① 作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を監視すること。

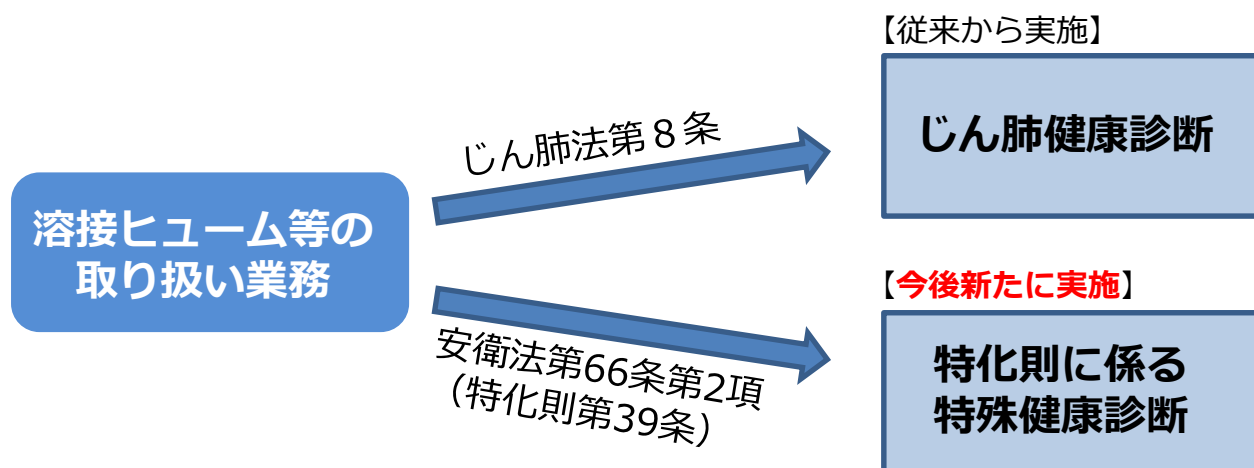
施行期日 令和4年4月1日から(経過措置)

2. 特定化学物質に係る特殊健康診断の実施

(特化則第39条)

溶接ヒューム等を取り扱う業務については、これまでじん肺法に基づくじん肺健康診断の実施が義務付けられていました。

今後はこれに加えて、溶接ヒューム等を取り扱う業務に常時従事する労働者に対して、6か月以内ごとに1回、定期的に特定化学物質に係る特殊健康診断を実施する必要があります。



施行期日 令和3年4月1日から

3. 屋内において「金属アーク溶接等作業」を行う場合の各種措置

(特化則第38条の21)

<金属アーク溶接等作業とは>

以下に掲げるものを総称して「金属アーク溶接等作業」と定義しています。

- 〔 ・ 金属をアーク溶接する作業
・ アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業
・ 溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業 〕
- ※ 燃烧ガスやレーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは対象作業には含まれません。
- ※ 自動溶接機による溶接中に溶接機のトーチ等に近づく等、溶接ヒュームにばく露するおそれのある作業については対象作業に含まれます。一方で、溶接機のトーチ等から離れた操作盤の作業、溶接作業に付帯する材料の搬出入作業、片付け作業等は対象作業に含まれません。

「金属アーク溶接等作業」を行う作業場等については、措置①から⑤までの措置を実施する必要があります。

措置① 全体換気装置による換気の実施等

(特化則第38条の21第1項)

作業場内に飛散する溶接ヒューム等を減少させるために、**全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置**を講じる必要があります。

※同等以上の措置には、プッシュプル型換気装置及び局所排気装置が含まれます。

措置② 溶接ヒュームの濃度の測定

(特化則第38条の21第2項)

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場については、以下の場合に、**空気中の溶接ヒューム等の濃度を測定**する必要があります。

(1)令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間（経過措置）

- ・ **すべての対象事業場において当該期間中に実施が必要**

(2)令和4年4月1日以降

- ・ 新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき
- ・ 金属アーク溶接等作業の方法を変更しようとするとき

<測定の方法>

作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定（個人サンプリングによる測定）により実施することとなっておりますが、実施方法の詳細については、別途定められる予定となっております。

※なお、溶接ヒューム等については、特化則第36条に基づく作業環境測定の実施は必要ありません。

施行期日 令和3年4月1日から（一部経過措置あり）

措置③ 濃度測定（措置②）実施後の措置

（特化則第38条の21
第2項から第4項、第6項、第8項）

測定の実施後には以下に掲げる措置を実施する必要があります。

- （1）測定結果に応じて、**換気装置の風量の増加その他必要な措置**を講じること。
- （2）（1）による措置を講じたときは、その効果を確認するために、再度濃度測定を実施すること。
- （3）測定結果に応じて、作業に従事する労働者に対して、**有効な呼吸用保護具を使用させる**こと。
- （4）濃度測定を行った際には、**次の事項を記録し、これを当該金属アーク溶接等作業の方法を用いなくなった日から起算して3年を経過するまで保存**すること。

- ・測定日時
- ・測定方法
- ・測定箇所
- ・測定条件
- ・測定結果
- ・測定を実施した者の氏名
- ・測定結果に応じて改善措置を講じたときは、当該措置の概要
- ・測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

施行期日 令和4年4月1日から（経過措置）

措置④ 呼吸用保護具の使用等

(特化則第38条の21第5項から第7項)

- (1) 屋内・屋外を問わず、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に対して、有効な呼吸用保護具を使用させる必要があります。
- (2) 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者に対しては、**措置③**によって実施した測定結果に応じて、有効な呼吸用保護具を使用させる必要があります。

なお、測定結果に応じた呼吸用保護具の選定方法等の詳細については、別途定められる予定となっております。

- (3) (2)の呼吸用保護具(面体を有するものに限る)を使用させるときは、1年以内ごとに1回、定期的に、**当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認**し、その**結果を記録**するとともに**3年間保存**する必要があります。

なお、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認する方法の詳細については、別途定められる予定となっております。

施行期日	(1) 令和3年4月1日から
	(2)(3) 令和4年4月1日から(経過措置)

措置⑤ 掃除の実施等

(特化則第38条の21第9項)

金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場について、以下の措置を講ずる必要があります。

- (1) 屋内作業場の床等を水洗等によって容易に掃除できる構造のものとする。
- (2) 屋内作業場の床等を水洗等粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除すること。

施行期日	令和3年4月1日から
------	------------

4. その他

溶接ヒューム等が特定化学物質（管理第2類物質）に位置づけられることに伴い、これまで説明してきた内容に加えて以下の作業管理等の規定が適用となります。

- ・ 雇入れ時や作業内容変更時の教育（安衛則第35条）
- ・ ぼろ等の処理（特化則第12条の2）
- ・ 不浸透性の床（特化則第21条）
- ・ 関係者以外の立入禁止措置（特化則第24条）
- ・ 運搬貯蔵時の容器等の使用等（特化則第25条）
- ・ 休憩室の設置（特化則第37条）
- ・ 洗浄設備の設置（特化則第38条）
- ・ 喫煙又は飲食の禁止（特化則第38条の2）
- ・ 有効な呼吸用保護具の備え付け等（特化則第43条及び第45条）

施行期日

令和3年4月1日から

岐阜労働局ホームページ（健康安全課）のお知らせ

岐阜県内における災害統計や各労働基準監督署からのお知らせ、職場における安全衛生管理活動に関する情報等を掲載しております。

QRコード



URL https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/roudou_kijyun/kenko_anzen.html



岐阜労働局・各労働基準監督署